

浜松市幼児教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 幼児教育への社会的関心及び関連する教育・保育施設等の需要が高まる中で、国や県の動向を踏まえ、幼児教育の目指すべき姿を全市で共有し、本市幼児教育のより良い環境を構築することにより、未来を担う人材を育成していくため、浜松市幼児教育推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 浜松市教育総合計画及び浜松市子ども・若者支援プランの幼児教育推進に関する事項
- (2) 関連施設における課題の共有と解決に向けた取り組みに関する事項
- (3) その他就学前における教育・保育の振興と充実に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、別記1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども家庭部長、副委員長は学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は必要に応じ開催し、委員長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者を代理で出席させることができるものとする。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は協議会に出席を求めて意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会で必要な協議をするため、協議会の下にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの招集は、協議案件に応じて事務局が行うものとする。
- 3 ワーキンググループについては別記2に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員はその所属する職員を代理で出席させることができるものとする。
- 5 ワーキンググループによる協議検討を円滑に推進するため、必要に応じ学識経験者等の意見等を求めることができるものとする。

(庶務)

第7条 協議会及びワーキンググループの事務局は、こども家庭部幼児教育・保育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記1 第3条関係

| | 職名等 | 人数 |
|------|-------------|----|
| 委員長 | こども家庭部長 | 1 |
| 副委員長 | 学校教育部長 | 1 |
| 委員 | 学識経験者 | 1 |
| 委員 | 認定こども園関係者 | 1 |
| 委員 | 私立幼稚園関係者 | 1 |
| 委員 | 市立幼稚園関係者 | 1 |
| 委員 | 私立保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 地域型保育事業関係者 | 1 |
| 委員 | 認証保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 市立保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 市立小学校関係者 | 1 |
| 委員 | 幼稚園・保育所等保護者 | 2 |
| 委員 | 指導課長 | 1 |

別記2 第6条関係

| | 職名等 | 人数 |
|----|------------|----|
| 委員 | 認定こども園関係者 | 1 |
| 委員 | 私立幼稚園関係者 | 1 |
| 委員 | 市立幼稚園関係者 | 1 |
| 委員 | 私立保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 地域型保育事業関係者 | 1 |
| 委員 | 認証保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 市立保育所関係者 | 1 |
| 委員 | 市立小学校関係者 | 1 |